

## 南伊勢町経営向上計画実施支援補助金交付要綱

令和3年7月1日

告示第80号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三重県中小企業・小規模企業振興条例(平成26年三重県条例第5号)第16条及び三重県中小企業・小規模企業振興条例施行規則(平成26年三重県規則第38号)に定める三重県版経営向上計画(以下「経営向上計画」という。)に基づき、事業者が課題解決に向けて行う取組を支援することにより、本町の中小企業・小規模企業の成長と経済の活性化を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に主たる事業所のある中小企業・小規模事業者であること。
- (2) 経営向上計画の発展段階のうちステップ2(経営課題の解決に向け具体的に取り込むとする計画。以下同じ。)以上の認定を受けた事業者又は認定申請中の事業者であること。
- (3) 町税を滞納していないこと。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、経営向上計画の発展段階のうちステップ2以上の認定を受けた事業者又は認定申請中の事業者が、経営向上計画に基づき実施する事業とする。ただし、町以外の他の補助金を受けている経営向上計画については、補助対象外とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

### (補助金の金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の金額(この額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1事業所につき15万円を上限とする。なお、補助金の交付回数は、1年度(申請の日の属する年度をいう。)につき1回とする。

### (補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、南伊勢町経営向上計画実施支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、補助対象事業の実施前に町長に提出しなければならない。

- (1) 経営向上計画認定申請書の写し
- (2) 経営向上計画の内容が分かる書類の写し
- (3) 南伊勢町経営向上計画実施予算書(様式第1—1号)
- (4) 町税に滞納がないことの証明書
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定において、経営向上計画認定申請中である場合は、前項第1号書類の提出を後日の提出とすることができる。ただし、前項第1号書類を取得次第、町長に速やかに提出しなければならない。

3 この要綱による補助金の交付は、同一計画について、同一補助対象者につき1回限りとする。ただし、計画を変更した場合については、新たな計画として取り扱うものとする。  
(補助金交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請者等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を南伊勢町経営向上計画実施支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更及び中止)

第8条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条に定める通知を受けた後に事業内容、経費配分、その他の事項等の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、南伊勢町経営向上計画実施支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長へ提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に増額がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であり、補助対象経費の各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 町長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、南伊勢町経営向上計画実施支援補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日から起算して30日以内又は当該年度3月末日のいずれか早い日までに、南伊勢町経営向上計画実施支援補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 南伊勢町経営向上計画実施支援補助金成果報告書(様式第5—1号)
  - (2) 南伊勢町経営向上計画実施支援補助金実施決算書(様式第5—2号)
  - (3) 対象経費の支払いを証明する書類
  - (4) 事業の実施が確認できる写真
  - (5) 前4号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を南伊勢町経営向上計画実施支援補助金交付確定通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 町長は、前項の審査を行う場合において、申請者が第6条第2項の規定により同条第1項第1号書類の提出を後日の提出としたにもかかわらず、同条同項ただし書に定める書類の提出が確認できない場合、補助金の交付決定の全部の取消しを行うことができる。

3 町長は、前項の通知を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要と認めたときは条件を付すことができる。

(補助金交付請求)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、南伊勢町経営向上計画実施支援補助金交付請求書(様式第7号)を町長へ提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第12条 町長は、前条の規定による請求書が提出されたときは、請求書を受理した日から、30日以内に補助金を支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の取り消しまたは返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。